

小金井市総合体育館・
栗山公園健康運動センター

指定管理者募集要項

小金井市教育委員会

目 次

I	公募の概要.....	1
1	公募の趣旨	
2	施設の概要	
3	施設の設置目的	
4	指定管理者の指定期間	
5	管理者	
6	指定管理者の募集及び選定方法・選定委員会の設置	
7	指定管理者の公募スケジュール	
8	公募の手続き	
9	選定結果の通知等	
10	協定の締結	
II	指定管理者が行う業務の範囲.....	5
III	指定管理者による管理運営の条件等.....	5
1	事業内容	
2	利用料金等	
3	教育委員会の負担する経費等	
4	指定管理者の負担する経費	
5	備品の帰属	
6	指定期間満了後の措置	
7	指定管理者の切替えに係る措置	
8	リスク分担	
9	市等の主催・共催・後援事業、行政使用等による総合体育館等の使用	
10	計画的修繕について	
11	改修工事・修繕等による閉館	
12	施設予約システム	
13	その他	
IV	応募の条件等.....	8
1	応募資格	
2	応募者の制限	
3	応募書類	
4	応募に関する留意事項	
5	提案内容	
V	選定に関する事項.....	1 2
1	選定方法	
2	評価項目	
VI	協定に関する事項.....	1 3
VII	実績評価に関する事項.....	1 3
VIII	関係法令の遵守.....	1 4
IX	その他	1 4
1	事業の継続が困難となった場合の措置	
2	業務の引継ぎ等	
3	協定の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置	
X	添付資料.....	1 5

<担当>

小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課スポーツ振興係

TEL 042-386-2462

FAX 042-383-1133

E-mail k020201@koganei-shi.jp

I 公募の概要

1 公募の趣旨

本市では、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と効率化を図るため、小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター（以下「総合体育館等」という。）の管理運営について指定管理者制度を導入しているところです。令和7年3月末日をもって指定期間満了を迎えるため、両施設の一括管理による指定管理業務を行っていただく法人等を募集します。

2 施設の概要

<小金井市総合体育館>

所在地	〒184-0001 小金井市関野町1-13-1			
建物構造	鉄筋鉄骨コンクリート造			
敷地面積	10,000㎡			
延床面積	7,341㎡			
開設年月	平成元年6月			
利用時間	午前9時～午後9時			
休館日	毎月第1・第3月曜日（この日が祝日にあたる場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）			
施設名	面積	主な利用種目等		
地下1階	大体育室	1,352㎡	バスケットボール 2面 バレーボール 3面 バドミントン 8面 電光掲示板、音響設備、照明設備、観客席400席、放送室1室、控室1室	
	小体育室	367㎡	各種ダンス、卓球、エアロビクス等	
	柔道場	267㎡	柔道・合気道等	
	剣道場	267㎡	剣道・空手道等	
	更衣室		ロッカー 男130・女170 シャワー 男5・女6	
	幼児体育室	82㎡		
1階	第一会議室	156㎡	24席、TV、ビデオデッキ	通し可能
	第二会議室		24席	
	第三会議室		24席	
	ランニング走路	427㎡	1周150m・幅2m 弾性塩化ビニール張	

2階	温水プール	802㎡	25m×6コース、採暖室
		92㎡	幼児用 水深40cm 水面積18㎡
	更衣室（温水プール用）		ロッカー男195・女200・身体障がい者用4、シャワー男女各7
	トレーニング室	218㎡	ウエイトトレーニング、サーキットトレーニング
	更衣室（トレーニング室用）		ロッカー男女各60 シャワー男女各2
	ホール	118㎡	
屋外	駐車場		34台（身体障がい者、60歳以上の方）
	駐輪場		屋根付75台

<栗山公園健康運動センター>

所在地	〒184-0012 小金井市中町2-21-1		
建物構造	鉄筋鉄骨コンクリート造（一部プレストレスコンクリート造）		
敷地面積	15,882㎡		
延床面積	2,636㎡		
開設年月	平成6年10月		
利用時間	午前9時～午後9時		
休館日	毎月第2・第4月曜日（この日が祝日にあたる場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月3日）		
	施設名	面積	主な利用種目等
地下2階	温水プール	466㎡	20m×4コース、ジャグジー、採暖室
	更衣室		ロッカー男子64・女56 シャワー男女各3
地下1階	機能回復室	50㎡	
	更衣室		ロッカー男64・女88 シャワー男4・女3
1階	ティールーム	42㎡	軽食・喫茶 30席

2階	グリーンフィットネスルーム	193.9㎡	卓球、ダンス、体操等
3階	指導員室・器具庫	36㎡	
4階	トレーニングルーム	193.9㎡	ウエイトトレーニング、サーキットトレーニング
屋外	駐車場		4台（身体障がい者、60歳以上の方）
	駐輪場		20台

3 施設の設置目的

総合体育館は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与すること、栗山公園健康運動センターは、市民の心身の健全なる育成と健康の維持増進に寄与することを目的に設置したものです。

4 指定管理者の指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

5 管理者

小金井市教育委員会

6 指定管理者の募集及び選定方法・選定委員会の設置

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式とし、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第25号）第16条に規定する指定管理者選定委員会による審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

7 指定管理者の公募スケジュール

募集要項の公表	令和6年 8月 1日(木)
現地説明会の申込	令和6年 8月 5日(月)正午まで
現地説明会の開催	令和6年 8月 7日(水)
質問の受付期間	令和6年 8月 7日(水)から 8月20日(火)午後5時まで
質問回答	令和6年 8月26日(月)
応募書類の提出期間	令和6年 8月19日(月)から 8月30日(金)午後5時まで
第1次審査（書類審査）	令和6年 9月13日(金)
第1次審査結果通知	令和6年 9月20日(金)
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年10月 9日(水)
指定管理者候補者選定結果通知	令和6年10月16日(水)

指定管理者の指定議決・告示	令和6年12月下旬
協定の締結	令和7年 1月上旬
指定管理の業務開始	令和7年 4月1日(火)から

8 公募の手続き

(1) 公募のお知らせ

市ホームページに掲載します。

(2) 募集要項等関係書類

募集要項等の関係書類は、原則として市ホームページからダウンロードすることとします。

(3) 現地説明会の開催

応募方法、提出書類等についての説明会を開催します。

- ① 日 時 令和6年8月7日(水)午後1時30分から午後4時
- ② 場 所 小金井市総合体育館（総合体育館での説明終了後、各自で栗山公園健康運動センターに移動。）
- ③ 申 込 令和6年8月5日(月)正午までに市ホームページの申込フォームよりお申し込みください。
- ④ 参加者数 各団体3人以内
- ⑤ 注 意 募集要項等の資料は配布しません。事前にプリントアウトして必ずお持ちください。

(4) 質問の受付

質問がある場合は、令和6年8月20日(火)午後5時まで、市ホームページの質問フォームに必要事項を記入の上、送信してください。

電話、E-mail、ファクシミリ及び来庁による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、令和6年8月26日(月)に市ホームページ上で回答します。

(5) 応募書類の提出

- ① 提出書類 本募集要項「IV応募の条件等 3応募書類」のとおり
- ② 提出期間 令和6年8月19日(月)から8月30日(金)午後5時まで
- ③ 提出方法 紙ベースの提出書類は、ファイルに綴じて提案内容ごとにインデックスを付した上で直接持参してください。また、電子データ（正本データを証明書はPDF書式にして、市指定様式及び任意様式の書類はWord又はExcel形式等にして、CD-ROM等に格納したもの）を直接持参してください。
- ④ 提出先 小金井市役所第二庁舎7階
小金井市教育委員会生涯学習部生涯学習課スポーツ振興係

9 選定結果の通知等

選定結果は、応募者に対して文書で通知します。

なお、指定管理者選定委員会で選定された事業者等は、「指定管理者の候補者」であり、小金井市議会の議決により指定管理者となります。

10 協定の締結

市議会の議決によって決定した指定管理者と、協定書を締結します。

II 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 総合体育館等の管理運営に関する業務
- (2) 総合体育館等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 総合体育館等の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する業務
- (4) 総合体育館等の利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- (5) 上記(1)から(4)に付随する業務
- (6) その他教育委員会が必要と認める業務

※ 詳細は、別紙「小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理業務仕様書」のとおり。

III 指定管理者による管理運営の条件等

1 事業内容

(1) 施設の管理運営

指定管理者は、教育委員会と締結する協定書及び指定管理業務仕様書に基づいて施設を適切に管理運営するとともに、良好なサービスを利用者に提供していただきます。

(2) 施設及び備品等の維持管理

指定管理者は、指定期間中は指定管理業務仕様書に定めるすべての施設、備品台帳に記載された備品等を良好な状態で維持管理していただきます。

(3) 事業運営の特例条件

教育委員会は、指定管理者の当該管理運営業務又は当該管理運営業務に係る経理の状況に関し、定期に又は臨時に報告を求め実地について調査し、又は必要な指示を行います。

(4) インボイス制度の対応

利用料金を徴収する際は、指定管理者が当該利用料金に対応するインボイスを利用者に対して発行するなど適切に対応してください。

2 利用料金等

利用者が総合体育館等を利用することに伴う利用料金等のすべての収入は、指定管理者の収入とします。

3 教育委員会の負担する経費等

(1) 指定管理者に支払う管理経費

教育委員会は指定管理者に総合体育館等の管理運営に必要な経費を毎年度委託料として支払います。管理経費の額は予算の範囲内とし、分割で支払うものとします。支払時期や方法は、協定により定めます。

(2) 上記(1)以外で教育委員会が負担する経費

- ① 修繕関係 1件130万円（税込）を超える修繕に要する経費
- ② 備品関係 備品台帳に記載されている1件10万円以上（税込）の備品の買換え

に要する経費

- (3) 東京都体育施設協会負担金
- (4) 太陽光発電設備損害保険料
- (5) 火災保険料

4 指定管理者の負担する経費

前記3で記載する教育委員会の負担する経費以外の経費

5 備品の帰属

備品台帳に記載のある10万円未満（税込）の備品が経年劣化により使用できなくなった場合は、指定管理者が補充し、帰属は教育委員会になります。

6 指定期間満了後の措置

指定管理者は、指定期間満了後は原則として施設を原状に復していただきます。教育委員会は、施設・備品等を点検し適切に管理が行われていたかどうか確認を行い、万一適切に管理されていないと判断される場合は、応分の負担を指定管理者に求めることができるものとします。

指定管理者には造作等の買取り請求権はありません。

7 指定管理者の切替えに係る措置

指定管理者は、令和7年3月までに前期指定管理者が使用承認をした予約申込について、令和7年4月以降すべて引き継ぐものとします。

8 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担（費用分担）は、次のとおりとします。

リスクの種類	内容	負担者区分		
		市	指定 管理者	協議 事項
法令等の変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制の変更	法人税・法人市民税率の変更		○	
	管理運営に直接影響する税制度の新設・変更			○
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
運営費の増大	市以外の要因によるもの		○	
利用料未納	利用者の利用料未納の場合		○	

政治・行政的理由による業務変更・停止	政治・行政的理由に起因する業務の変更又は停止等による経費増又は収入減	○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当たり130万円以下（税込）のもの）		○	
	経年劣化によるもの（上記以外）	○		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件当たり130万円以下（税込）のもの）		○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○		
	指定管理者による施設等の管理運営上の過失によるもの		○	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
再委託による損害	管理運営業務の一部を再委託された第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害		○	
地域住民・利用者への対応	管理運営業務に係る地域住民・利用者からの意見、要望、苦情等に関するもの		○	
	上記以外の地域住民・利用者からの意見、要望、苦情等に関するもの	○		
不可抗力	不可抗力による管理運営の中断			○
準備行為	管理運営業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練・研修等の実施その他の準備行為		○	
業務開始の遅延	市の責めに帰すべき遅延によるもの	○		
	指定管理者の責めに帰すべき遅延によるもの		○	
事業終了時の費用	指定期間の満了又は新たな指定管理者の指定、指定管理者の取消による原状回復		○	

その他上記に含まれない事項				○
---------------	--	--	--	---

9 市等の主催・共催・後援事業、行政使用等による総合体育館等の使用

市主催事業、行政使用等により総合体育館等を使用する場合は、優先使用とし、後援事業を除き無償とします。また、市等の主催・共催・後援事業により開館時間外または休館日に総合体育館等を使用する場合があります。令和5年度の使用実績は別紙「市主催事業等件数一覧」のとおりです。総合体育館は、選挙の際には開票所となります。また、災害時には、避難所として使用します。利用料金収入減については、協議事項とします。

10 計画的修繕について

市では長期修繕計画として計画的な修繕・工事を予定しています。修繕・工事の期間中は施設の使用に制限が生じることとなりますが、休業補償の対象とはなりません。なお、計画的修繕工事に係る経費は市が負担します。

11 改修工事・修繕等による閉館

10を除く改修工事・修繕等により一定期間の閉館を要する場合の利用料金収入減については、リスク分担表のとおりとします。

12 施設予約システム

施設予約システムは、インターネット回線を使用した現行の小金井市公共施設予約システムを使用させていただきますので、必要なパーソナルコンピュータを準備していただきます。また、市民への周知期間が十分確保できる場合は、指定管理者独自システムの導入は可とし、その場合の費用負担は、指定管理者負担とします。

13 その他

- (1) 市では指定管理候補者選定と並行して栗山公園健康運動センターでのネーミングライツ導入に向けた検討を進めています。市がネーミングライツを導入するとした場合は、指定管理者はその実施に向けて協力する義務を負うこととします。
- (2) 小金井市体育協会が、総合体育館の事務室の一部を引き続き使用します。
- (3) 飲食物の自動販売機は市が管理しています。新たな設置は認められません。
- (4) 栗山公園健康運動センター1階喫茶室は現行の福祉団体での運営を継続します。

IV 応募の条件等

1 応募資格

- (1) 応募者は、法人その他の団体とします。(※ 個人での応募はできません。)
- (2) 単独の団体で指定管理者が行う業務の範囲についてすべてを担えない場合は、複数の団体により構成されるグループによる応募（以下「共同事業体」という。）ができます。この場合には、代表団体を定めてください。他の団体は構成団体とします。

2 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項に掲げる者。
- (3) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者。
- (4) 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税及びその他諸税を滞納している者。
- (5) 小金井市から指名停止処分を受けている者。
- (6) 会社更生法及び民事再生法の適用を申請している者。
- (7) 団体又はその代表者、雇用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員である事のほか、指定管理者としてふさわしくない者。

3 応募書類

No.	様式	提出書類の名称	正本	副本
1	指定様式	指定管理者指定申請書 共同事業体の場合は、共同事業体協定書兼委任状が必要(様式)	1部	—
2	指定様式	指定管理者の指定申請に関する誓約書	1部	—
3	指定様式	重大な事故又は不祥事に関する報告書	1部	10部
4	各種証明書	登記事項証明書(応募申込日前3か月以内に発行されたもの)	1部	—
5	各種証明書	納税証明書等(法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、市・都民税等)(直近2年分)	1部	—
6	任意様式	申請者の概要がわかる書類 ①経歴及び実績、②代表者の履歴書、役員構成及び従業員数、③事業概要(会社パンフレット等でも可)④指定管理者業務実績	1部	10部
7	任意様式	定款、寄附行為、規約又はこれらに相当するもの	1部	10部
8	任意様式	令和6年度の団体の事業計画書と令和5年度の事業報告書	1部	10部
9	任意様式	決算報告書(直近3年度分)	1部	10部
10	任意様式	総合体育館等の運営業務に従事させる者の体制図、職種、資格、人数、職務内容及び別紙「従事者配置一覧」による配置図	1部	10部
11	指定様式及び任意様式	事業計画書(提案書) ①総合体育館等を運営する上での基本的な考え方とその方法を提案内容により示してください。 ② 総合体育館等の管理運営業務に関する年度別	1部	10部

		収支予算書（5年間分）を提出してください。		
--	--	-----------------------	--	--

【正本】記名1部、【副本】無記名（複写可）10部

副本については審査で使用するため、申請団体名及び申請団体が特定できるロゴマークを消すか必要に応じて黒塗り処理すること。用紙サイズはA4タテ版とします。

4 応募に関する留意事項

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (2) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（書式任意）を提出してください。
- (4) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (5) 応募に際して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- (6) 教育委員会が提出した資料は、本件目的のためにのみ使用し他に使用することは認めません。指定管理者採用者以外は、第2次審査選定終了後速やかに廃棄してください。
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とします。
- (8) 共同事業体で応募した後、構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の不測の事態（倒産等）が認められ、審査の公平性および業務執行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可能とすることもあります。
- (9) 提出した応募書類は、公表されることがあります。また、指定管理者選定委員会の会議録は、非公開該当部分を除き公開されます。

5 提案内容

以下の内容を提案書の中に示してください。様式に記載してある要件を満たせば、任意様式も可とします。

- (1) 指定管理者としての運営方針について
総合体育館等の指定管理者として、どのように運営していくか考え方を示してください。
- (2) 利用者の利便性及び公平性の確保について
総合体育館等を効率的かつ効果的に管理運営する上で、利用者の利便性及び公平性をどのように確保するか、具体策や考え方を示してください。
- (3) 個人情報の保護について
指定管理運営業務を通じて取得した業務管理情報及び個人情報の保護の取扱いについての方針及び具体的方法を示してください。
- (4) 障がい者の雇用等、福祉的雇用について
障がい者の雇用等、福祉的雇用についての現状や考え方を示してください。
- (5) 施設の利用促進について
広報など利用促進についての考え方を示してください。
- (6) 自主事業について企画事業等の内容及びその効果について
高齢者や障がい者などの利用者も含め、スポーツ教室など自主事業について

2 企画提案をしてください。自主事業の実施において、総合体育館等の設備・機器の機能をどのように活用するか示してください。なお、提案内容については、実施の都度、教育委員会の承認が必要になります。また、高額な受講料や連続した企画で一般利用者を阻害する場合などは、不許可になります。

(7) 要望・苦情対応について

アンケートなどによる満足度調査、利用者の評価、要望等への取組について提案してください。

(8) 業務の検証について

管理運営業務全般について、自己検証・評価の方針及び具体的方法を示してください。

(9) 開館時間について

市では、指定管理者制度導入にあたって利用サービスの拡大を目的の大きな柱の一つに掲げています。小金井市体育館条例第5条に規定する開館時間は午前9時から午後9時です。開館時間の延長等について考え方を示してください。

(10) 休館日について

市では、指定管理者制度導入にあたって利用サービスの拡大を目的の大きな柱の一つに掲げています。小金井市体育館条例第4条に規定する休館日は、毎月第1・第3月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）です。休館日設定の考え方を示してください。

(11) 利用料金の設定に関する考え方について

小金井市体育館条例及び小金井市栗山公園健康運動センター条例に定める利用料金を上限に利用料金を設定していただくこととなりますが、利用料金設定の基本的な考え方を示してください。

(12) 利用料金の徴収について

利用者の利便性向上のため、利用料金の徴収方法について具体的な考え方を示してください。

(13) ごみ減量の実践について

指定管理者による管理運営におけるごみ減量についての具体的な取組の考え方を示してください。

(14) 地球温暖化対策の取組について

管理運営にあたって、2050年までに二酸化炭素排出実績ゼロを目指すための具体的な取り組みを示してください。

(15) 施設の安全に関する業務について

施設の安全確保のための考え方、突発的な傷病者、事故、火災などが発生した場合の緊急対応についての考え方、災害の防止策及び対応策、訓練並びに安全に関する考え方について示してください。

(16) 施設維持、設備及び衛生管理に関する業務について

施設の維持補修について、点検方法、機能保全策、危険防止策、修繕の考え方について示してください。

V 選定に関する事項

1 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、指定管理者選定委員会に諮問し、次のとおり審査します。なお、選定委員による審査の結果、応募者の総合計得点が全区分の配点合計得点の60%に満たない場合、又は各区分における評価項目の合計得点はその区分の配点合計得点の40%に満たない場合は、第2次審査を行わず再度公募を行います。

(1) 第1次審査

- ① 審査方法：書類選考
- ② 審査時期：令和6年9月13日(金)
- ③ 結果通知：令和6年9月20日(金)発送

(2) 第2次審査

- ① 審査方法：プレゼンテーション（詳細は、第1次審査結果通知時に同封。）
- ② 審査時期：令和6年10月9日(水)
- ③ 結果通知：令和6年10月16日(水)発送

※ プレゼンテーションには指定管理者となった場合の施設長候補が必ず参加すること。

2 評価項目

(1) 適正な管理運営の確保

- ① 施設の設置目的に合った理念・運営方針を持っていること。
- ② 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。
- ③ 個人情報の保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。

(2) 事業者の現状と実績

- ① 経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有すること。
- ② 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。
- ③ 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。
- ④ 障がい者の雇用等、福祉的雇用についての取り組みをしていること。

(3) サービスの向上

- ① サービス向上を実現する具体的な計画があること。
- ② 利用促進を図る具体的な計画があること。
- ③ 事業計画が施設の設置目的にかなっており、内容が適切であること。
- ④ 施設の設備や機能を十分活用していること。
- ⑤ 利用者の要望の把握及びその対応策を講じていること。
- ⑥ 管理運営業務全般について、自らチェック・評価・改善する仕組みを有すること。

(4) 効率的な運営

- ① 収支の見込みと事業計画が適正かつ実現可能であること。(著しく整合性に欠ける場合は失格)

- ② 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。
- ③ 民間のノウハウ及び経験に基づく創意工夫によるコスト削減について、具体的な計画があること。
- (5) 安全で安定的な施設運営の継続的提供
 - ① 施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。
 - ② 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。
 - ③ ごみ減量、地球温暖化対策等、環境に配慮した取組を行っていること。
 - ④ 事故の防止策がなされており、かつ災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。

VI 協定に関する事項

別紙「小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター指定管理業務仕様書」に基づき、指定管理者の候補者との協議を踏まえ、市議会の議決後に指定管理者の候補者を指定管理者に指定するとともに、本協定を締結します。

【協定内容】

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理の基準に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 自主事業の承認に関する事項
- (5) 経費に関する事項
- (6) 管理上生じた損害の賠償責任に関する事項
- (7) 管理運営に従事させる者の職種、人数及び職務の内容に関する事項
- (8) 管理に当たって保有する個人情報の保護及び小金井市情報公開条例等に基づき管理運営に係る資料の公開に関する事項
- (9) 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (10) 緊急時における対応方法に関する事項
- (11) 指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項
- (12) 防火管理者の選任・届出事項
- (13) 改修工事・修繕に関する事項
- (14) その他、公の施設の管理を適正に行わせるために教育委員会が必要と認める事項

VII 実績評価に関する事項

指定管理者は、事業報告書を毎年度終了後60日以内に教育委員会に提出してください。ただし、指定管理者が年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を、教育委員会に提出していただきます。また、事業報告書には、次に掲げる事項を記載し、月報等毎月の状況が確認できる資料を添付してください。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) その他、市長等が必要と認める事項

VIII 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令がある場合は、それらを遵守することとします。

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、小金井市体育館条例、小金井市体育館条例施行規則、小金井市総合体育館管理運営要綱、小金井市総合体育館敷地内等の駐車に関する取扱要綱、小金井市総合体育館の使用に係る回数使用券の取扱要綱、小金井市栗山公園健康運動センター条例、小金井市栗山公園健康運動センター条例施行規則、小金井市栗山公園健康運動センター管理運営要綱、小金井市栗山公園健康運動センターの使用に係る回数使用券の取扱要綱、小金井市体育施設等利用者登録要綱、小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの防犯カメラシステム設置及び運用に関する要綱、小金井市個人情報保護条例、小金井市情報公開条例、その他総合体育館等の管理業務に適用される法令並びに、地方自治法などの関係法令を遵守してください。

(小金井市の例規集は、小金井市のホームページからご覧いただけます。)

IX その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき理由による場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により、業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取消しをすることができるものとします。その場合において、教育委員会に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく総合体育館等の業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(2) 当事者の責めに帰すことができない理由による場合

不可抗力、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない理由により業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

なお、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく総合体育館等の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 業務の引継ぎ等

指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務引継ぎ、研修等の事前準備を行うものとします。なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とします。

指定期間終了又は、指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、総合体育館等の管理運営に支障がないよう、円滑な引継ぎに協力し、必要な資料等は提供

するものとします。

- 3 協定の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置
教育委員会と指定管理者は、誠意をもって協議することとします。

X 添付資料

- 1 指定管理業務仕様書
- 2 決算資料（過去5年間）
- 3 利用状況（過去5年間）
- 4 主催事業等一覧（令和5年度実績）
- 5 減額・免除一覧
- 6 備品台帳
- 7 指定管理者指定申請書（様式）
- 8 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式）
- 9 重大な事故又は不祥事に関する報告書
- 10 事業計画書（様式）
- 11 従事者配置一覧